

令和7年度 第3回安芸太田町上下水道料金審議会 会議録		
開催年月日	令和7年12月5日（金）	
開催場所	安芸太田町役場 本庁2階 大集会室	
開会・閉会日時	開 会	令和7年12月5日（金）午後2時00分
	閉 会	令和7年12月5日（金）午後3時00分
出席・欠席委員	出席委員	伊藤敏安・田邊雅代・小笠原晋・大倉啓司 片山豊和・二見吉康・影井伊久美・津田 宏 清水聰行（WEB参加）
	欠席委員	木下博志
事務局	副町長 木村 富美 総務課主幹 郷田 亮 建設課長 武田 雄二 課長補佐 佐々木 浩吉 係長 栗栖 祐二 主任 池野 優子 主事 有馬 尚希	
審議事項	(1) 前回の提案 • 前回の提案 • 主な意見 • 意見に対する考え方 (2) 水道料金の改定 • 基本的な考え方 • 料金設定の前提 • 料金改定案 (3) 改定に向けたスケジュール	

## 令和7年度 第3回安芸太田町上下水道料金審議会（主な意見）

日時：令和7年12月5日（金） 14:00～15:00  
場所：安芸太田町役場本庁2階 大集会室

### 1 開会

### 2 あいさつ

#### ●主な意見等

##### 【前回の提案】

(委員)

料金改定の回数について5年ごとの引き上げとのことだが、1年2年単位でもちよっと社会情勢が読みにくい状況になってきている中で、次5年後の料金改定の時に、例えば、コロナのような状況であったり、本当に値上げがしにくくなった場合でも、5年後に値上げ改定をしていくということを想定しているのか。

(事務局)

基本は、説明の通りのスケジュールで進みたいということではあるが、今後、更なる物価上昇なども見込まれていること、また、予見できないような事案が発生した時には改定の時期を1年後送りや改定額の変更はあり得ると考えている。

そのため、次回改定検討の際は、財政状況や目標指標の動向などを踏まえて改定内容を検討する必要があると考えている。

##### 【水道料金の改定】

(委員)

老人ホームなどの減免措置はあるか。

(事務局)

漏水に伴う減免措置はあるが、福祉減免の制度はない。

(委員)

料金改定の前提について、基本料金と超過料金の配分は使用水量の少ない人へ配慮するとあるが、基本料金に関しては大口径の方が加重的な計算になっているが、超過料金については209円で同一料金とされているが、どう配慮されたと解釈をすればいいのか分かりにくい。意図は分かるがもう少し分かりやすい表現ではどうか。

例えば、大口径が209円でなくもっと上がるのであれば、配慮されてると理解できるが、超過料金は同一料金なので、必ずしも、配慮されたと理解しにくい。

(事務局)

基本料金と超過料金の配分は使用水量の少ない人へ配慮するということで、使用数量の少ない方というところは、前提を 13mm、20mm の小口径の方と理解いただき、基本水量の中で納まる方については、大きな値上げにならないように、基本料金の上げ幅と超過料金の単価の上げ幅を超過料金の方が抑えるというような意味合いである。

結果、比較的使用水量が少ない小口径の基本水量でおさまる方については、基本料金を大きくあげることのないように考えており、超過料金については使った分はご負担いただくというところも踏まえまして、一律設定をさせてもらっている。

今後の文章は分かりやすいよう、表現を考えていく。

(会長)

資料（14 ページ）に基本料金と超過料金の配分があり、実際の状況（平均使用水量）と改定後の料金が記載されており、小口径の人は値段の上り幅が小さく、大口径の人は値段の上り幅が大きいというのが分かる。

### 【改定に向けたスケジュール】

(会長)

今後、議会の議決等ありますが、令和 8 年度には一回目の改定しておきたいということ。

(委員)

使用者への周知について、4 月から町広報や町公式サイトへ掲載予定とのことだが、その他には何か考えているか。

(事務局)

町広報、町公式サイトの他、一度は、使用者に対してお知らせの通知をすることを考えている。

(委員)

そういう措置があるということで少し安心した。手紙を配る時期は、できるだけ早い段階でお知らせをしてほしい。

(委員)

実質、11 月請求から水道料金が変わると、学校施設や事業所などでは予算にも影響することも考えておく必要がある。

先日、水道シンポジウムがあったが、水道料金を上げることも理解できるが、町民全体へ水を大切にする啓発も大事だと考える。

(事務局)

今後も水道の出前講座や水道カレッジという取組みを進めながら周知をしていきたい。

(委員)

出前講座などを通じて、水を大切に、水道が大変な状況だということが理解できた。

(委員)

一つ目は先ほどもあった 12 ページの配分という言葉について、基本料金と超過料金、他市町では従量料金とも言うが、使用量の少ない人に配慮してあるという形の文言を丁寧に、分かりやすいようにしてもらいたい。

もう一つ、やはり住民の方は、自分のところはいくら上がるのかというところに興味を持っているはずなので、水道料金の計算について、基本料金には基本水量  $10\text{ m}^3$  を含むこと、超過料金は  $10\text{ m}^3$  以降を  $1\text{ m}^3$  ごとかかってくるというようにしておけば、計算がわかりやすいと思う。

最後にもう一つ。今後の 10 年間において、引き上げの目安を 1200 円／月（口径 13mm、 $20\text{ m}^3$  使用）という書き方だが、水道事業の全体として何パーセントぐらい平均して料金を上げたいか示しても良いかと思う。小口径と大口径の使用でかなり改定率が異なるようで、特に 40mm から 75mm ですが、40%超えてきて、50%近くになっている思います。全体としてこれぐらい上げないといけない。そのうえで、使用量の少ない小口径の方には配慮しているということをどこかに文書として入れても良いと思った。

(会長)

今委員の方は説明を聞きながら理解できてるんですが、初めて見た人でも分かるよう注意書きを入れるとか、あるいはどこか計算例を入れるとかすれば分かりやすいと思う。

平均 10 年間で 1,200 円／月（口径 13mm、 $20\text{ m}^3$  使用）、当面は 600 円ということだが、これは平均な金額なので、その配分の仕方、小口径の方には配慮するが、使う人にはそれなりの負担をお願いするという考え方を、分かりやすく示していくことは重要だと思う。

以上